

社会福祉法人

朝日村社会福祉協議会 役員等報酬規程

社会福祉法人 朝日村社会福祉協議会

朝日村社会福祉協議会役員等報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝日村社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、月額 50,000 円とする。
- (2) 会長を除く役員等については、日額報酬として 6,000 円、半日報酬 3,000 円とする。

(支給方法)

第3条 会長の報酬の支給日は、一般職員の例による。会長を除く役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第4条 会長の報酬は新たに就任した日から、また任期満了、辞職等により職を離れたその日まで日割り計算で支給する。

(公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議をへて行う。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。